

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SBIホールディングス株式会社	コード	8473
提出日	2024/6/4	異動(予定)日	2024/6/4
独立役員届出書の提出理由	補足説明に記載のURLについて変更したため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	佐藤 輝英	社外取締役	○														○		有
2	竹中 平蔵	社外取締役	○														○		有
3	鈴木 康弘	社外取締役	○														○		有
4	伊藤 博	社外取締役	○														○		有
5	竹内 香苗	社外取締役	○														○		有
6	福田 淳一	社外取締役	○														○		有
7	末松 広行	社外取締役	○														○		有
8	市川 亨	社外監査役	○								△								有
9	関口 泰央	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		佐藤輝英氏につきましては、アジアにおけるインターネット事業に関して豊富な経験と深い知見を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
2		竹中平蔵氏につきましては、経済財政政策担当大臣、金融担当大臣、総務大臣などを歴任し、また、慶應義塾大学や東洋大学で教鞭をとる一方、民間企業において社外取締役として活躍するなど豊富な業務経験と深い知見を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
3		鈴木康弘氏につきましては、インターネット事業を始め幅広い分野での豊富な経験を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
4		伊藤博氏につきましては、保険分野及びリスクマネジメント関連サービスにおける専門的な知識を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
5		竹内香苗氏につきましては、「女性の視点に立った経営戦略」が重要な当社にとって、その分野に極めて高い知見を有しております。家計における金融サービス選択の実質的な権限を女性が持つことが益々進んでいる状況下、女性の視点に立った商品開発が重要になっており、この「女性の視点」を取締役会においても有し、強化することが当社の大きな課題です。また、メディアを中心に、過去及び現在幅広く活躍しており、当企業グループの事業・産業に対する専門的知見を有する取締役とは異なる新鮮な視点で当社の経営を監督し、多くの個人株主を含む当社のステークホルダーの皆様のご意見を取締役会に反映するという点についても、独立役員として適任であると判断し、独立役員に指定しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
6		福田淳一氏につきましては、財務事務次官等を歴任され、金融分野全般における豊富な経験を有しております。当企業グループの金融事業全般、特に地域金融機関との連携の拡大、地方創生といった分野において、建設的なご意見を賜り、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、独立役員に指定しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
7		末松広行氏は、農林水産事務次官等を歴任され、農林水産業・食品産業全般における豊富な経験を有しております。当企業グループにおいて、商品先物を扱う大阪堂島取引所の経営への参画、ブロックチェーンのサプライチェーンマネジメントへの活用など、事業領域を広げていることから、当該分野において、建設的なご意見を賜り、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、独立役員に指定しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
8	市川亨氏は、当社の主要な取引先である㈱みずほ銀行及びその親会社である㈱みずほフィナンシャルグループの業務執行者として勤務しておりましたが、2008年8月に㈱みずほフィナンシャルグループを退職し、退職以降㈱みずほ銀行及びその親会社である㈱みずほフィナンシャルグループの業務執行者等としての地位を有していません。	市川亨氏につきましては、金融分野において豊富な経験を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
9		関口泰央氏につきましては、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社が定める社外役員の独立性基準を、当社ホームページに掲載している「コーポレート・ガバナンス基本方針」にて公開しております。 https://www.sbigroup.co.jp/sustainability/governance/corporategovernance.html

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。